

宮城県医療審議会病院部会議事録

日 時：令和5年12月26日（火）午後6時から午後6時30分まで

場 所：宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室（Web会議）

出席委員：11名（張替秀郎委員、藤森研司委員、小澤浩司委員、佐藤和宏委員、橋本省委員、
奥村秀定委員、安藤健二郎委員、奥田光崇委員、岩館敏晴委員、泉谷信博委員、
青柳直志委員）

欠席委員：1名（澁谷涼子委員）

司会	<p>定刻となりました。まず、病院部会の開会に先立ちまして新たに宮城県医療審議会に就任された委員を御紹介いたします。</p> <p>J Aみやぎ女性組織協議会会長、澁谷涼子委員でございます。澁谷委員におかれましては、本日は欠席でございます。</p> <p>次に「医療審議会の部会に属すべき委員について」でございます。</p> <p>委員の所属部会につきましては、医療法施行令第5条の21第2項の規定により、会長が指名することとされておりますことから、佐藤会長より、澁谷委員の所属部会について御指名をいただきます。</p> <p>なお、前任の洞口委員には、病院部会に所属いただいております。それでは佐藤会長、よろしく願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、澁谷委員につきましては、洞口前委員同様、病院部会の委員に指名させていただきます。</p>
司会	<p>佐藤会長、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、Web会議の開催について、御説明させていただきます。</p> <p>本日のWeb会議開催に当たり、委員の皆様におかれましては、事前に送付しました「Web会議システムを利用した会議の注意事項について」に記載の注意事項、取り決め事項に御留意いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、会議中におきましては、発言をするとき以外は音声を切ってください、御発言の際は、直接挙手をしていただくか、画面下方にございます挙手ボタンをクリックし、御所属と御氏名を仰ってから御発言いただくようお願いいたします。</p> <p>また、会議中は常時、画面を表示するようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今から「令和5年度第2回宮城県医療審議会病院部会」を開催いたします。初めに、事務局から2点御報告申し上げます。</p> <p>まず、1点目「定足数について」でございます。</p> <p>本部会は、「宮城県医療審議会運営要綱」の規定により「部会委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。」とされております。</p> <p>本日は部会委員12人のうち、過半数の御出席をいただいておりますので、本会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>次に2点目、「会議の公開・非公開について」でございます。</p> <p>今回の報告事項4件ございますけれども、次第にあります報告事項（2）以降は、医療機関の</p>

	<p>経営等に関する事項を含むことから、情報公開条例第19条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。</p> <p>それでは、議事につきましては、「宮城県医療審議会運営要綱」の規定により、病院部会長が議長として議事に入りたいと存じます。 張替部会長よろしくお願いたします。</p>
部会長	<p>張替でございます。まず議事の前に本日の議事録署名委員2名を選出したいと思います。</p> <p>特に御発言がなければこちらから御指名させていただきたいと思ひます。奥村委員と泉谷委員にお願いする予定でしたが、先ほど奥村委員が退出されるとお話しされていたようなので、別の方がよろしいでしょうか。</p>
事務局（班長）	事務局でございます。奥村先生が退出されるということですので、橋本委員にお願いできますでしょうか。
部会長	橋本委員、よろしいでしょうか。
橋本委員	【承諾】
部会長	<p>泉谷委員と橋本委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願いたします。 それでは、報告事項に入ります。 報告事項（1）「第8次医療計画における基準病床数について」、事務局から説明願ひます。</p>
事務局（課長）	<p>医療政策課の遠藤でございます。よろしくお願いたします。 報告事項（1）について御説明申し上げます。資料の2ページ、資料1を御覧ください。</p> <p>11月29日に開催されました医療審議会計画部会において第8次医療計画の中間案について報告されたところですが、第8次医療計画における基準病床数については、今後の病床の配分・調整に影響しますことから、本部会においても改めてお示しし、また、令和6年度以降の病院の開設・増床等の事前協議の取扱いについて報告するものです。 それでは、内容につきまして、担当から説明申し上げます。</p>
事務局（班長）	<p>「第1 基準病床数及び既存病床数」です。 第8次医療計画中間案で示された基準病床数は、太枠で囲まれた部分です。</p> <p>増床手続で問合せが多い療養病床及び一般病床について簡単に説明いたします。 療養病床及び一般病床は、国の告示等より示された数値等を医療法施行規則で定められた算定式に当てはめて算出しますが、県全体では18,960床となりました。 7次計画と比較しますと、243床の減となりますが、医療圏別では、仙台医療圏で600床弱の増、その他の医療圏では、200から300床程度の減となります。</p> <p>参考に、令和5年9月30日現在の既存病床数を載せております。既存病床数は、毎年3月31日及び9月30日を基準日として算定し、基準病床数との比較を行っております。</p> <p>次に「令和6年度の事前協議実施の判断について」です。 開設や増床等の許可申請があった場合、「既存病床数」が「基準病床数」を下回る医療圏にお</p>

	<p>いては、医療法上の要件が備わっている申請に対して、知事は許可を与えなければならないとされております。</p> <p>先着順での許可では病床の適正な配分が困難となることから、「早い者勝ち」を避けるため、年1回、例年7月に受付期間を設けて、この期間においてのみ増床に関する協議を行っております。</p> <p>また、事前協議の受付段階において「既存病床数」が「基準病床数」を下回っているかの判断は、3月31日を基準日としています。</p> <p>これに対し、令和6年度は第8次医療計画により4月から基準病床数に変更となることから、令和6年度の事前協議においては令和6年4月における基準病床数と令和6年3月31日における既存病床数との差し引き病床数の状況を前提として事前協議の受付を行う予定です。</p> <p>続きまして、「令和6年度以降の事前協議の取扱いについて」です。</p> <p>先ほどの説明のとおり、原則、既存病床数が基準病床数を下回る場合に事前協議を実施しておりますが、仙台医療圏については、令和元年度以降、別の取扱いを行っております。</p> <p>内容としましては、資料3ページ、上の枠囲み、「3 対応方針」の(1)を御覧ください。</p> <p>配分可能病床数、すなわち「基準病床数」から「既存病床数」を差引いた病床数が、少数であって病棟単位又は病院単位での整備が可能な規模に至らない場合、地域医療にとって効果的な病床機能の確保ができないため、1病棟当たりの病床数50床を基準として設け、3月31日現在の配分可能病床数が50床以上の場合に事前協議受付を行うというものです。</p> <p>また、先月開催されました医療計画部会では、基準病床に関して、「不足している病床機能である慢性期と回復期の病床から増やしていく対応が必要」、「仙台医療圏が非過剰地域になるが実態にそぐわないもので、最終的には地域医療構想調整会議において十分に議論して決めていくべき」との意見が出ておりました。</p> <p>以上の経緯を前提に、病院部会委員の皆様の御意見を頂戴して、令和6年度の事前協議までに取扱方針をお諮りする予定です。</p>
事務局（課長）	報告事項（1）の説明は以上でございます。
部会長	ただ今の御報告につきまして、いかがでしょうか。 橋本委員が11月の医療計画部会で意見を出されていますので、橋本委員から何か補足意見がありましたらお願いしたいと思います。
橋本委員	医療計画部会の時に申し上げた意見と相違はございません。 特に仙台医療圏はどちらかというと過剰ではないかと思えるくらいの病床数ですので、十分に地域医療構想調整会議で議論を整えてから増床を考えるということによろしいと思います。
小澤委員	小澤ですけれど、よろしいですか。 詳しいことが分からないのですが、4病院の再編・移転の問題で、例えば仙台赤十字病院が移転する先は仙台医療圏のままなのでしょうか。
事務局（課長）	事務局でございます。先日、基本合意の取り交わしまで進みました枠組み（仙台赤十字病院及び県立がんセンターの統合）につきましては、移転先を名取市で想定しておりますので、仙台医療圏でございます。

小澤委員	ありがとうございます。
部会長	その他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。 事前協議の取扱いに関する意見については、後日、事務局から書面で照会をする予定です。 御質問がなければ、報告事項（１）については以上にしたしたいと思います。 事務局に確認ですが、傍聴の方はいらっしゃいますか。
事務局（班長）	傍聴人の方がいらっしゃいますので、退室の指示をこちらからいたします。お待ちいただきたいと思ひます。 【非公開】